

長岡市福祉有償運送運営協議会開催要領

平成25年4月1日

(目的)

第1 本市は、NPO法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)等が本市を拠点として行う自家用自動車による福祉有償運送について、その必要性並びにこれらを行う場合における安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議するため、長岡市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

(任務)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 福祉有償運送の必要性並びに安全の確保及び旅客の利便の確保に関する事項
- (2) NPO法人等の自家用自動車における福祉有償運送の登録申請に関する事項
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、福祉有償運送が適正に実施されるために必要な事項

(委員の構成)

第3 協議会は、15人以内の委員で構成する。

(任期)

第4 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員が事故その他特別な事情により会議に出席することができないときは、その者の職務を代理し、又は補佐することができる者に委員の職務を代理させることができる。

(意見の聴取等)

第7 協議会は、協議をする上で必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、又はその他の方法で、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課で処理する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この要領の施行後最初に就任を依頼する委員の任期は、第4の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。